

令和5年3月6日

# 町 議 会 議 案

第 1 回  
(定 例)

鹿 追 町

## 議 案 目 次

議 案 番 号	件 名	議 決 内 容
2	鹿追町個人情報保護法施行条例の制定について	
3	鹿追町個人情報保護審査会条例の制定について	
4	報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について	
5	鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
6	鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
7	鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
8	鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定について	
9	鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について	
10	子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
11	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
12	鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
13	鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
14	鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
15	鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
16	令和4年度鹿追町一般会計補正予算（第9号）について	
17	令和4年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	
18	令和4年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について	
19	令和4年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について	
20	令和4年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第4号）について	

21	令和4年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第4号）について	
22	令和4年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	
23	令和5年度鹿追町一般会計予算について	
24	令和5年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について	
25	令和5年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について	
26	令和5年度鹿追町簡易水道特別会計予算について	
27	令和5年度鹿追町下水道特別会計予算について	
28	令和5年度鹿追町介護保険特別会計予算について	
29	令和5年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について	
30	財産の取得について	

## 議案第 2 号

鹿追町個人情報保護法施行条例の制定について

鹿追町個人情報保護法施行条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

### 鹿追町個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報取扱事務を開始する年月日
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 個人情報の記録項目
- (7) 個人情報の収集先
- (8) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当

該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 3 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。
- 4 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(手数料等)

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、鹿追町個人情報保護審査会条例（令和5年条例第 号）第1条に規定する鹿追町個人情報保護審議会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(鹿追町個人情報保護条例の廃止)

第2条 鹿追町個人情報保護条例(平成12年条例第41号)は廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の鹿追町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第12条の2第2項又は第13条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下

「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第5号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
  - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
  - (3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに旧条例第6条の規定によりなされた個人情報取扱事務の登録等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
  - 3 施行日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項（旧条例第24条第2項において準用する場合も含む。）、第24条第1項若しくは第32条の2第1項若しくは第2項の規定による請求、旧条例第28条第1項若しくは同条第2項において準用する旧条例第14条第2項の規定による申出又は旧条例第31条第1項若しくは同条第2項において準用する旧条例第14条第2項の規定による再申出がされた場合における旧条例に規定する旧個人情報の開示、訂正および利用停止、是正の申出並びに是正の再申出については、なお従前の例による。
  - 4 施行日前に旧条例の規定により旧条例第35条第1項の規定により町に置かれた同項に規定する鹿追町個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
  - 5 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第40条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（鹿追町情報公開条例の一部改正）

第4条 鹿追町情報公開条例（平成12年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して公文書の開示の請求をすることができる。

第6条第1項を次のように改める。

公文書の開示請求（以下「開示請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公文書の名称又は内容その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項

第12条第1項中「14日以内」を「30日以内」に改め、同条第2項中「15日以内」を「30日以内」に改める。

第13条中「30日以内」を「60日以内」に改める。

（鹿追町まちづくり基本条例の一部改正）

第5条 鹿追町まちづくり基本条例（平成22年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「ないように、」を「ないように、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき」に、「講じ、個人情報保護について必要な事項は、別に条例で定めます」を「講じます」に改める。

## 議案第 3 号

### 鹿追町個人情報保護審査会条例の制定について

鹿追町個人情報保護審査会条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

### 鹿追町個人情報保護審査会条例

#### (設置)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び鹿追町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、鹿追町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
  - (2) 鹿追町個人情報保護法施行条例（令和5年条例第 号）第5条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
  - (3) 議会個人情報保護条例第46条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
  - (4) 議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- 2 前項に定めるもののほか、審査会は、個人情報保護制度の運営に関する事項を調査審議し、又は個人情報保護制度の在り方について町長に意見を述べることができる。

#### (組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、町長が任命する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。



4 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査請求人等からの意見等の聴取等)

第6条 審査会は、その権限に属する事項の審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関（鹿追町個人情報保護法施行条例第2条第2項に規定する実施機関及び議会をいう。）の職員その他関係者から意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に鹿追町個人情報保護法施行条例附則第2条の規定による廃止前の鹿追町個人情報保護条例（平成12年条例第41号）第35条第1項の規定により町に置かれた同項に規定する鹿追町個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第3条第2項の規定の例により任命されたものとみなす。

- 3 町長は、施行日前においても、第3条第2項の規定の例により、審査会の委員を任命することができる。この場合において、当該任命された委員は、施行日において同項の規定により任命されたものとみなす。

議案第 4 号

報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について

報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

報酬及び費用弁償支給条例（昭和29年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 報酬月額を支給方法は、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和50年条例第25号）第2条第2項及び第3項の規定を準用する。

別表中「112,800」を「125,000」に、「42,300」を「46,600」に、「36,900」を「40,600」に、「56,500」を「62,200」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 5 号

鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正  
する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例

鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条  
例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後  
児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職  
員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業  
所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その  
他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この  
条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講  
じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、  
前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図  
られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなけれ  
ばならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて  
安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のた

めの移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 6 号

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の

乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第 7 号

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。



第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

#### 第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項中「第19条第1号第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例

鹿追町立地域保育所条例（昭和40年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 9 号

鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例

鹿追町立認定こども園条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第3項並びに第13条第1項ただし書中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 10 号

子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

子ども医療費の助成に関する条例（平成6年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項から第7項までの規定中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 11 号

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和48年条例第36号）の一部を次のように改正する

第2条第6項から第8項までの規定中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 12 号

鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例（平成13年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 13 号

鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとお  
り制定する。

令和5年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例（平成14年条例第30号）の一  
部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 14 号

鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例（平成24年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



議案第 15 号

鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例

鹿追町国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に出産した被保険者に係る鹿追町国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

## 令和4年度鹿追町一般会計補正予算（第9号）

令和4年度鹿追町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58,515千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,833,887千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

令和5年3月6日提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入)

## 第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		147,000	622	147,622
	3. 森林環境譲与税	4,000	622	4,622
11. 地方交付税		3,081,459	△1,213	3,080,246
	1. 地方交付税	3,081,459	△1,213	3,080,246
13. 分担金及び負担金		14,573	10,436	25,009
	1. 分担金	11,649	11,265	22,914
14. 使用料及び手数料		2,924	△829	2,095
	1. 使用料	649,032	9,236	658,268
15. 国庫支出金		628,606	9,236	637,842
	1. 国庫負担金	782,273	△16,596	765,677
16. 道支出金		165,153	△5,571	159,582
	1. 国庫補助金	508,005	△10,835	497,170
17. 財産収入		109,115	△190	108,925
	1. 道負担金	299,324	1,536	300,860
18. 寄附金		90,218	△3,291	86,927
	1. 寄附金	194,112	3,373	197,485
19. 繰入金		14,994	1,454	16,448
	1. 繰入金	61,629	6,401	68,030
20. 雑収入		49,506	△1,990	47,516
	1. 雑収入	12,123	8,391	20,514
21. 諸収入		132,061	4,239	136,300
	1. 諸収入	132,061	4,239	136,300
22. 繰入金		628,738	△113,468	515,270
	1. 繰入金	628,738	△113,468	515,270
23. 雑収入		404,712	43,892	448,604
	1. 雑収入	68,968	3,201	72,169
24. 雑収入		330,247	40,691	370,938
	1. 雑収入			

22. 町債		275,311	△3,600	271,711
	1. 町債	275,311	△3,600	271,711
	歳入合計	7,892,402	△58,515	7,833,887

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		54,932	△1,246	53,686
	1. 議会費	54,932	△1,246	53,686
2. 総務費		2,287,658	△33,929	2,253,729
	1. 総務管理費	2,255,285	△33,189	2,222,096
	4. 選挙費	11,053	△691	10,362
	6. 監査委員費	2,886	△49	2,837
3. 民生費		645,621	△20,800	624,821
	1. 社会福祉費	500,537	△16,837	483,700
4. 衛生費	2. 児童福祉費	144,784	△3,963	140,821
		493,327	△37,952	455,375
	1. 保健衛生費	409,797	△39,433	370,364
	2. 清掃費	83,530	1,481	85,011
5. 農林費		1,434,294	6,770	1,441,064
	1. 農業費	1,415,409	7,394	1,422,803
6. 商工費	2. 林業費	18,885	△624	18,261
		219,752	△1,312	218,440
7. 土木費	1. 商工費	219,752	△1,312	218,440
		441,186	7,117	448,303
	1. 道路橋りょう費	243,904	10,290	254,194
	2. 河川費	109,598	△1,227	108,371
8. 消防費	3. 都市計画費	44,152	△1,053	43,099
	4. 住宅費	43,532	△893	42,639
		210,364	△110	210,254
	1. 消防費	210,364	△110	210,254
9. 教育費		646,842	△16,747	630,095
	1. 教育総務費	216,340	△11,252	205,088
	2. 小学校費	123,145	△1,340	121,805

11. 諸支出金	3. 中学校費	150,183	△7,980	142,203
	4. 社会教育費	100,559	1,538	102,097
	5. 保健体育費	56,615	2,287	58,902
	1. 基金費	531,628	39,694	571,322
	歳出合計	7,892,402	△58,515	7,833,887

第 2 表

継 続 費 補 正

(変更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	役場周辺エリアZEC 化事業	千円	令和4年度	千円 52,244	千円	令和4年度	千円 32,082
			156,784	令和5年度	93,243	126,500	令和5年度	72,920
				令和6年度	11,297		令和6年度	21,498
7 土木費	2 河川費	然別演習場障害防止対策事業(場内砂防工)	41,245	令和4年度	7,499		令和4年度	7,499
				令和5年度	33,746	40,453	令和5年度	32,954

第 3 表

債 務 負 担 行 為

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
町営牧場ババーチカルミキサー購入事業	自 令和 5 年度 至 令和 8 年度	29,920千円以内



第 4 表

地 方 債 の 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業	千円以内 11,400	普通貸借 又 証券発行	2.0%以内 (ただし金利見直し 方式で借り入れる政府資金、 地方公共団体金融機構資金及 び金融機関等について、利率 の見直しを行った後において は当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等の融資条件 による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短 縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ る。

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	千円以内 224,000	普通貸借 又 証券発行	2.0%以内 (ただし金利見直し 方式で借り入れる政府資金、 地方公共団体金融機構資金及 び金融機関等について、利率 の見直しを行った後において は当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金 融機構資金及び金融機関等 の融資条件による。ただし し、町財政の都合により据 置期間及び償還期間を短縮 し、もしくは繰上償還又は 低利に借換えすることがで きる。	千円以内 212,500	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
辺地対策事業	10,200	同上	同上	同上	6,700	同上	同上	同上

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税	147,000	622	147,622
11. 地方交付税	3,081,459	△1,213	3,080,246
13. 分担金及び負担金	14,573	10,436	25,009
14. 使用料及び手数料	649,032	9,236	658,268
15. 国庫支出金	782,273	△16,596	765,677
16. 道支支出金	299,324	1,536	300,860
17. 財産収入	61,629	6,401	68,030
18. 寄附金	132,061	4,239	136,300
19. 繰入金	628,738	△113,468	515,270
21. 諸収入	404,712	43,892	448,604
22. 町債	275,311	△3,600	271,711
歳入合計	7,892,402	△58,515	7,833,887

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国道支出金	地方債			
1. 議会費	54,932	△1,246	53,686				△1,246	
2. 総務費	2,287,658	△33,929	2,253,729	△12,491	△2,800	643	△19,281	
3. 民生費	645,621	△20,800	624,821	△9,297	△2,500	△757	△8,246	
4. 衛生費	493,327	△37,952	455,375			△1,000	△36,952	
5. 農林費	1,434,294	6,770	1,441,064	3,866	△4,900	25,788	△17,984	
6. 商工費	219,752	△1,312	218,440		2,000	1,879	△5,191	
7. 土木費	441,186	7,117	448,303	△360	2,000	377	5,100	
8. 消防費	210,364	△110	210,254				△110	
9. 教育費	646,842	△16,747	630,095	3,222	2,600	△6,609	△15,960	
10. 公債費	916,702	0	916,702			△100,000	100,000	
11. 諸支出金	531,628	39,694	571,322			38,506	1,188	
歳出合計	7,892,402	△58,515	7,833,887	△15,060	△3,600	△41,173	1,318	

## 2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款2. 地方譲与税	147,000	622	147,622			
項3. 森林環境譲与税	4,000	622	4,622			
目1. 森林環境譲与税	4,000	622	4,622			
				1. 森林環境譲与税	622	森林環境譲与税
款11. 地方交付税	3,081,459	△ 1,213	3,080,246			
項1. 地方交付税	3,081,459	△ 1,213	3,080,246			
目1. 地方交付税	3,081,459	△ 1,213	3,080,246			
				1. 地方交付税	△ 1,213	地方交付税
款13. 分担金及び負担金	14,573	10,436	25,009			
項1. 分担金	11,649	11,265	22,914			
目1. 農林費分担金	11,649	11,265	22,914			
				1. 農林費分担金	11,265	道営農業農村整備事業分担金
項2. 負担金	2,924	△ 829	2,095			
目1. 民生費負担金	2,924	△ 829	2,095			
				1. 社会福祉費負担金	△ 829	老人福祉施設入所費用負担金
款14. 使用料及び手数料	649,032	9,236	658,268			

項 1. 使用料	628,606	9,236	637,842				
目 1. 総務使用料	5,547	1,690	7,237				
				1. 総務管理使用料		1,690	ライディングパーク使用料 1,690
目 2. 民生使用料	2,543	300	2,843				
				1. 児童福祉使用料		300	児童保育所保育料 300
目 4. 農林使用料	551,521	7,367	558,888				
				1. 農業使用料		7,367	バイオガスプラント使用料 7,367
目 5. 商工使用料	5,486	338	5,824				
				1. 商工使用料		338	鹿追自然ランド施設使用料 338
目 7. 教育使用料	9,703	△ 459	9,244				
				1. 教育総務使用料	△	189	青少年会館（鹿追高校寄宿舎）使用料 △189
				3. 保健体育使用料	△	270	健康温水プールしかおおい使用料 △270
款15. 国庫支出金	782,273	△ 16,596	765,677				
項 1. 国庫負担金	165,153	△ 5,571	159,582				
目 1. 民生費国庫負担金	147,196	△ 5,571	141,625				
				1. 社会福祉費負担金	△	5,328	障害者自立支援給付費等負担金 △5,700
							介護保険低所得者保険料軽減負担金 372

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
項 2. 国庫補助金				2. 児童福祉費負担金	△ 243	児童手当負担金 △243
目 1. 総務費国庫補助金	508,005	△ 10,835	497,170			
目 2. 民生費国庫補助金	289,122	△ 13,441	275,681			
				1. 総務管理費補助金	△ 13,441	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 △13,441
	21,351	△ 622	20,729			
				1. 社会福祉費補助金	△ 622	地域生活支援事業費補助金 障害者総合支援事業費補助金 △530
目 5. 土木費国庫補助金	58,219	△ 388	57,831			
				1. 道路橋りょう費補助金	379	道路メンテナンス事業補助金 クテクウシ橋橋梁解体事業外 379
				2. 住宅費補助金	△ 767	社会資本整備総合交付金 公営住宅長寿命化修繕事業外 △767
目 6. 教育費国庫補助金	42,769	3,616	46,385			
				1. 小学校費補助金	2,943	学校施設環境改善交付金 小学校費補助金 2,899
						教育支援体制整備事業費補助金 44

						2. 中学校費補助金	673	学校施設環境改善交付金	673
項 3. 委託金	109,115	△	190	108,925					
目 4. 教育費委託金	1,880	△	190	1,690					
						1. 教育総務費委託金	△	教育総務費委託金	△190
								学校における医療的ケア実施体制充実事業委託金	
款16. 道支出金	299,324		1,536	300,860					
項 1. 道負担金	90,218	△	3,291	86,927					
目 1. 民生費道負担金	90,159	△	3,291	86,868					
						1. 社会福祉費負担金	△	障害者医療費負担金	△549
								障害者自立支援給付費等負担金	△2,775
								介護保険低所得者保険料軽減負担金	71
						2. 児童福祉費負担金	△	児童手当負担金	△38
項 2. 道補助金	194,112		3,373	197,485					
目 2. 民生費道補助金	21,698		187	21,885					
						1. 社会福祉費補助金	187	老人クラブ運営事業補助金	△17
								地域生活支援事業補助金	△46
								地域づくり総合交付金	250

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
						福祉灯油事業
目 4. 農林費道補助金	155,590	3,390	158,980			
				1. 農業費補助金	4,031	環境保全型農業直接支援対策交付金 1,565 地域づくり総合交付金 5,000 燃料電池自動車用中古車両購入事業 農業経営高度化支援事業補助金 7,485 多面的機能支払交付金 △15 次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金 3,358 持続的畑作生産体系確立事業補助金 △9,862 経営継承・発展支援事業補助金 △3,500
				2. 林業費補助金	△ 641	豊かな森づくり推進事業補助金 △641
目 6. 教育費道補助金	4,547	204	4,343			
				1. 教育総務費補助金	△ 152	電源立地地域対策交付金 △152
				2. 小学校費補助金	△ 29	特別支援教育就学奨励費補助金 △29
				3. 中学校費補助金	△ 23	特別支援教育就学奨励費補助金 △23
項 3. 委託金	14,994	1,454	16,448			



目 1. 総務費委託金	13,962	950	14,912	5. 選挙費委託金	950	参議院議員通常選挙事務委託金	950
目 2. 農林費委託金	800	476	1,276	1. 農業費委託金	476	道営農業農村整備事業監督等補助業務委託金	476
目 3. 土木費委託金	232	28	260	1. 河川費委託金	28	然別川樋門管理委託金	28
款17. 財産収入	61,629	6,401	68,030				
項 1. 財産運用収入	49,506	△ 1,990	47,516				
目 1. 財産貸付収入	49,191	△ 1,754	47,437	1. 土地建物貸付収入	△ 1,754	貸家料 教員住宅	△1,754
目 2. 利子及び配当金	315	△ 236	79	1. 利子及び配当金	△ 236	財政調整基金利子 減債基金利子 町づくり基金利子 地域福祉基金利子 農業振興基金利子 酪農振興基金利子	△53 △56 △12 △3 △7 △3

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
						商工業振興基金利子 △5
						修学基金利子 △2
						神田日勝記念美術館事業基金利子 △2
						青少年人材育成事業基金利子 △3
						福原治平青少年育成事業基金利子 △6
						スポーツ振興基金利子 △1
						環境保全センター基金利子 △56
						鹿追町ふるさと寄附金基金利子 △12
						町営牧場基金利子 1
						鹿追高等学校支援基金利子 △16
項 2. 財産売却収入	12,123	8,391	20,514			
目 1. 不動産売却収入	564	5,752	6,316			
				1. 立木売却収入	4,152	素材売却収入 4,152
				2. 土地売却収入	1,600	町有地売却収入 1,600
目 2. 物品売却収入	11,559	2,639	14,198			
				1. 物品売却収入	592	車両売却収入 309



(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
目 6. 林業振興基金繰入金	2,347	48	2,395			
				1. 林業振興基金繰入金	48	林業振興基金繰入金
目 9. 鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金	79,318	△ 1,000	78,318			
				1. 鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金	△ 1,000	鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金
目10. 修学基金繰入金	30,680	△ 3,563	27,117			
				1. 修学基金繰入金	△ 3,563	修学基金繰入金
款21. 諸収入	404,712	43,892	448,604			
項 3. 貸付金元利収入	68,968	3,201	72,169			
目 1. 貸付金元利収入	68,968	3,201	72,169			
				1. 貸付金元利収入	3,201	修学資金貸付金償還金
項 5. 雑入	330,247	40,691	370,938			
目 1. 雑入	330,247	40,691	370,938			
				1. 雑入	40,691	自賠責保険料返戻金
						居宅介護サービス計画作成費
						介護予防サービス計画作成費
						中鹿追バイオガスプラント売電収入
						22
						745
						300
						22,655

								瓜幕バイオガスプラント売電収入	21,259
								国設野営場利用料	△124
								公有物件建物災害共済金	13
								二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金	△2,575
								ふるさと納税事務取扱負担金	△1,604
款22. 町債									
項 1. 町債									
目 1. 総務債									
								総務管理債	1,200
								廃屋解体撤去補助事業 ジオパーク推進事業 庁舎エレベーター整備事業	
								定住促進住宅建設・民間賃貸住宅家賃助成事業	△4,000
目 2. 民生債									
								子ども医療費外助成事業	△2,500
目 4. 農林債									
								農業債 (道営)	△4,900
								東瓜幕地区担い手畑総事業 瓜幕地区水利施設整備事業	

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
目 5. 商工債	7,000	2,000	9,000			
				1. 商工債	2,000	観光振興事業 2,000
目 6. 土木債	11,000	2,000	13,000			
				1. 道路橋りょう債	2,000	道路橋りょう債 クタクウシ橋橋梁解体事業 2,000
目 8. 教育債	140,800	2,600	143,400			
				1. 教育総務債	10,000	教育総務債 国際交流推進事業 鹿追高等学校通学支援事業 鹿追高等学校女子寮管理事業 1,500 3,000
				2. 小学校債	△ 4,400	小学校債 鹿追小学校大規模改修事業 △4,400
				3. 中学校債	△ 3,000	中学校債 鹿追中学校大規模改修事業 △3,000

## 3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額			
				国道支出金	地方債				その他		
款 1. 議会費	54,932	△ 1,246	53,686			△ 1,246					
項 1. 議会費	54,932	△ 1,246	53,686			△ 1,246					
目 1. 議会費	54,932	△ 1,246	53,686			△ 1,246					
								1. 報酬	△ 73	第三者審議会委員報酬	△73
								7. 報償費	△ 5	記念品費	△5
								8. 旅費	△ 620	費用弁償 普通旅費	△527 △93
								9. 交際費	△ 188	交際費	△188
								18. 負担金補助及び交付金	△ 360	政務活動費	△360
款 2. 総務費	2,287,658	△ 33,929	2,253,729	△ 12,491	△ 2,800	△ 643	△ 19,281				
項 1. 総務管理費	2,255,285	△ 33,189	2,222,096	△ 13,441	△ 2,800	△ 643	△ 17,591				
目 1. 一般管理費	1,658,869	△ 11,530	1,647,339		5,200	△ 484	△ 16,246				
								2. 給料	△ 5,000	会計年度任用職員給	△5,000
								3. 職員手当等	△ 4,000	会計年度任用職員諸手当	△4,000
								4. 共済費	△ 10,702	共済組合負担金(市町村職員共済) 追加費用負担金(市町村職員共済)	△7,000 △3,488





(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分		説 明
				国道支出金	特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
					地方債	その他				
目 7. 交通安全推進 費	3,343	△ 15	3,328			△ 15		18. 負担金補助及び交付金	鹿追地区自衛隊協力の会連合会 負担金	△300
目10. 公害防災費	7,657	△ 216	7,441		△ 3,000	2,784		1. 報酬	防災会議・国民保護協議会委員報酬	△32
								8. 旅費	安全で住みよい町づくり推進協議会委員報酬	△66
								8. 旅費	費用弁償	△22
								11. 役務費	インターネット・専用回線料	△56
目11. 車両管理費	23,361	690	24,051		△ 859	1,549		18. 負担金補助及び交付金	耐震改修促進事業補助金	△40
								10. 需用費	燃料費	690
目13. ライディング パーク費	15,784	80	15,864		1,690	△ 1,610		10. 需用費	燃料費	80
目14. ジオパーク事業 費	5,740	0	5,740		△ 1,000	1,000			財源内訳補正	
目18. ゼロカーボン推進 費・脱炭素先行地 域	82,032	△ 20,162	61,870			△ 6,721		12. 委託料	調査・設計・監理委託料	△20,162

											役場周辺エリアZEC化改修 等検討業務委託料
項 4. 選挙費	11,053	△	691	10,362	950			△	1,641		
目 1. 選挙管理委員会費	592	△	362	230				△	362		
										△	132
										△	180
										△	50
											△147
											△33
											△50
目 2. 参議院議員選挙費	7,320	△	329	6,991	950			△	1,279		
										△	123
											△108
											△7
										△	6
										△	2
										△	34
										△	135
											△49
											△68
											△18

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		金 額	説 明
				補正額の財源内訳				節 区 分	金 額		
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源				
								11. 役務費	△ 29	郵便料・運送料 インターネット・専用回線料 その他役務費	△9 △18 △2
項 6. 監査委員費	2,886	△ 49	2,837				△ 49				
目 1. 監査委員費	2,886	△ 49	2,837				△ 49				
款 3. 民生費	645,621	△ 20,800	624,821	△ 9,297	△ 2,500	△ 757	△ 8,246				
項 1. 社会福祉費	500,537	△ 16,837	483,700	△ 9,016	△ 2,500	△ 1,057	△ 4,264				
目 1. 社会福祉総務費	74,939	△ 3,322	71,617	250			△ 3,572				
								19. 扶助費	△ 190	福祉灯油費	△190
								27. 繰出金	△ 3,132	国民健康保険特別会計繰出金	△3,132
目 2. 心身障がい者特別対策費	191,716	△ 10,352	181,364	△ 9,692			△ 660				
								18. 負担金補助及び交付金	△ 645	北海道町村会負担金(電算関係) 障がい者(児)交通費補助金 北十勝障がい支援区分認定審査会構成町負担金 地域活動支援センター広域利用負担金	△1,061 164 154 98

									19. 扶助費	△ 9,707	地域生活支援事業給付費 障がい者自立支援介護給付費 自立支援医療給付費	△462 △7,800 △1,445
目 3. 北海道医療給付事業費	43,262	0	43,262	△ 2,500							財源内訳補正	
目 4. 老人福祉費	20,315	△ 2,737	17,578	△ 829	△ 1,891							
									7. 報償費	△ 220	記念品費	△220
									11. 役員費	△ 7	チラシ折込料	△7
									12. 委託料	△ 735	寿勤労会委託料	△735
									19. 扶助費	△ 1,775	老人福祉施設入所者措置費	△1,775
目 6. 在宅福祉費	100,387	△ 426	99,961	△ 228	△ 641							
									12. 委託料	△ 590	介護予防サービス計画作成委託料	△590
									18. 負担金補助及び交付金	△ 561	介護保険利用者負担単独軽減助成金	△561
									27. 繰出金	725	介護保険特別会計繰出金	725
項 2. 児童福祉費	144,784	△ 3,963	140,821	△ 300	△ 3,982							
目 1. 児童福祉施設費	14,410	△ 625	13,785	△ 300	△ 925							
									1. 報酬	△ 500	会計年度任用職員報酬	△500
									3. 職員手当等	△ 115	会計年度任用職員諸手当	△115





(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分		説 明
				補正額			一般財源	金 額		
				国道支出金	特定財源 地方債	その他				
								18. 負担金補助及び交付金	1,276	十勝圏複合事務組合負担金
款 5. 農林費	1,434,294	6,770	1,441,064	3,866	△ 4,900	25,788	△ 17,984			
項 1. 農業費	1,415,409	7,394	1,422,803	4,507	△ 4,900	21,588	△ 13,801			
目 1. 農業委員会費	9,379	△ 62	9,317				△ 62			
目 2. 農業振興費	57,726	△ 14,855	42,871	△ 11,797			△ 3,058			
								13. 使用料及び賃借料	△ 62	電波利用料
								7. 報償費	△ 50	その他報償費
								8. 旅費	△ 32	普通旅費
								18. 負担金補助及び交付金	△ 14,773	環境保全型農業直接支援対策事業補助金 持続的畑作生産体系確立事業補助金 経営継承・発展支援事業補助金
目 3. 農業開発研究費	10,896	310	11,206				310			
目 4. 畜産業費	447,993	323	448,316				323			
								10. 需用費	310	燃料費
								7. 報償費	△ 164	講師等謝礼 記念品費

							8. 旅費	△	36	普通旅費	△36
							13. 使用料及び賃借料	△	468	自動車・機械等借上料	△468
							15. 原材料費	△	4	研修用原材料費	△4
							18. 負担金補助及び交付金		995	自衛防疫事業補助金	995
							12. 委託料		13,946	バイオガスプラント事業委託料	13,946
							17. 備品購入費	△	4,160	車両購入費 水素燃料電池自動車購入費	△4,160
							18. 負担金補助及び交付金		4,449	中鹿追バイオガスプラント利用者助成金 瓜幕バイオガスプラント利用者助成金	874 3,575
								△	11,959		
							10. 需用費		1,860	光熱水費	1,860
							11. 役務費	△	28	その他役務費	△28
							13. 使用料及び賃借料	△	1,570	物品借上料	△1,570
							14. 工事請負費	△	1,241	単独事業 畑かん用水検満メーター取替工事外	△1,241
							18. 負担金補助及び交付金		27	電算事務負担金	27
目 5. 環境保全センター費	404,825	14,235	419,060	5,000	10,323	△	1,088				
目 7. 農業用水事業費	297,434	△ 11,959	285,475			△	11,959				



(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区 分		金 額	説 明
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源	27. 繰出金		
								△ 11,007	簡易水道特別会計繰出金 △12,521 下水道特別会計繰出金 1,514	
目 8. 土地改良事業 費	182,344	19,852	202,196	11,304	△ 4,900	11,265	2,183			
								△ 49	普通旅費 △49	
								△ 22	土地借上料 △22	
								△ 640	事務用機器購入費 △640	
								20,563	北海道土地改良事業団体連合 会負担金 △222 多面的機能支払交付金事業交 付金 △19 道営土地改良事業負担金 20,804 東瓜幕地区担い手畑総事業 瓜幕地区水利施設整備事業 美蔓高台地区担い手畑総事 業	
目 9. 産業後継者対 策費	3,556	△ 450	3,106				△ 450			
								△ 50	普通旅費 △50	
項 2. 林業費	18,885	△ 624	18,261	△ 641		4,200	△ 4,183	△ 400	産業後継者対策協議会負担金 △400	
目 1. 林業振興費	18,885	△ 624	18,261	△ 641		4,200	△ 4,183			

									7. 報償費	463	有害鳥獣駆除報償費	463
									8. 旅費	△ 18	普通旅費	△18
									11. 役務費	△ 7	その他保険料	△7
									18. 負担金補助及び交付金	△ 1,062	森林作業員就業条件整備事業負担金 豊かな森づくり推進事業補助金	△24 △1,038
款 6. 商工費								△ 5,191				
項 1. 商工費								△ 5,191				
目 1. 商工業振興費								△ 565				
									18. 負担金補助及び交付金	△ 570	鹿追そばまつり実行委員会補助金	△570
目 2. 観光費								△ 2,926				
									1. 報酬	△ 301	会計年度任用職員報酬	△301
									3. 職員手当等	△ 70	会計年度任用職員諸手当	△70
									8. 旅費	△ 16	普通旅費	△16
									11. 役務費	△ 55	浄化槽清掃料	△55
									18. 負担金補助及び交付金	△ 270	白蛇姫舞保存会活動補助金	△270
目 3. 陶芸センター費								△ 30				
									11. 役務費	△ 30	グリストラップ清掃料	△30

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特定財源		一般財源	区 分	金 額		
				国道支出金	地方債				その他	
目 4. 魚族資源保護 対策費	17,303	0	17,303			△ 1,670	△ 1,670		財源内訳補正	
款 7. 土木費	441,186	7,117	448,303	△ 360	2,000	377	5,100			
項 1. 道路橋りょう 費	243,904	10,290	254,194	379	2,000		7,911			
目 1. 道路維持費	115,665	11,120	126,785				11,120			
								1. 報酬	△ 460	会計年度任用職員報酬
								10. 需用費	1,580	消耗品費 燃料費
								12. 委託料	10,000	町道除雪委託料
目 2. 道路新設改良 費	128,239	△ 830	127,409	379	2,000		△ 3,209			
								12. 委託料	△ 487	調査・設計・監理委託料 橋梁長寿命化修繕計画策 定業務委託料外 道路台帳整備委託料
								14. 工事請負費	△ 343	単独事業 中鹿追2号線改良舗装工事 外
項 2. 河川費	109,598	△ 1,227	108,371	28			△ 1,255			
目 1. 河川費	109,598	△ 1,227	108,371	28			△ 1,255			

								10. 需用費	△	61	印刷製本費	△61
								14. 工事請負費	△	1,166	補助事業 然別演習場内砂防工(ボロン) 川外)整備工事 単独事業 北瓜幕川外1補修工事	△1,056 △110
項 3. 都市計画費	44,152	△	1,053	43,099		377	△	1,430				
目 1. 公園緑地費	34,709	△	542	34,167			△	542				
								1. 報酬	△	159	会計年度任用職員報酬	△159
								3. 職員手当等	△	374	会計年度任用職員諸手当	△374
								7. 報償費	△	9	その他報償費	△9
目 2. 花とみどり費	9,443	△	511	8,932		377	△	888				
								1. 報酬	△	83	会計年度任用職員報酬	△83
								8. 旅費	△	18	普通旅費	△18
								10. 需用費	△	410	消耗品費	△410
項 4. 住宅費	43,532	△	893	42,639	△	767	△	126				
目 1. 住宅管理費	32,562	△	137	32,425	△	27	△	110				
								10. 需用費		323	修繕料	323

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明
				補正額			一般財源	金 額	金 額	
				国道支出金	特定財源 地方債	その他				
目 2. 住宅建設費	10,970	△	10,214	△	740	△	16	21. 補償補填及び賠償金	△ 460	補償金 △460
目 2. 住宅建設費	10,970	△	10,214	△	740	△	16	12. 委託料	△ 602	調査・設計・監理委託料 特殊建築物定期報告業務委託料外 △602
目 2. 住宅建設費	10,970	△	10,214	△	740	△	16	14. 工事請負費	△ 154	補助事業 △154
款 8. 消防費	210,364	△	210,254	△		△	110			白樺団地3号棟・新生団地1号棟公営住宅解体工事
項 1. 消防費	210,364	△	210,254	△		△	110			
目 2. 非常備消防費	17,689	△	17,579	△		△	110			
目 2. 非常備消防費	17,689	△	17,579	△		△	110	8. 旅費	△ 50	普通旅費 △50
目 2. 非常備消防費	17,689	△	17,579	△		△	110	17. 備品購入費	△ 10	その他備品購入費 消防団活動備品購入費外 △10
目 2. 非常備消防費	17,689	△	17,579	△		△	110	18. 負担金補助及び交付金	△ 50	消防理事会負担金 △12 消防互助会助成金 △33 北ブロック団長署長会議負担金 △5
款 9. 教育費	646,842	△	630,095	△	3,222	△	15,960			
款 9. 教育費	646,842	△	630,095	△	3,222	△	15,960			

項 1. 教育総務費	216,340	△	11,252	205,088	△	342	10,000	△	3,752	△	17,158		
目 1. 教育委員会費	2,975	△	216	2,759						△	216		
											△	216	費用弁償 △216
目 2. 事務局費	3,686	△	312	3,374						△	312		
											△	107	普通旅費 △107
											△	100	複写機借上料 △100
											△	105	西部十勝教育委員会連絡協議 会負担金 △105
目 3. 教育振興費	126,336	△	10,089	116,247	△	190	10,000	△	3,752	△	16,147		
											△	10	その他報償費 △10
											△	292	普通旅費 △292
											470		消耗品費 24
													燃料費 226
													光熱水費 30
													修繕料 190
											△	11	口座振替手数料 △11
												26	家具・什器購入費 26
											△	6,709	町教育研究所運営補助金 △150

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金 額	説 明
				補正額		財源				
				特定	地方債	国道支出金	その他			
									小中学校振興協議会補助金 △500	
									鹿追高等学校協力会補助金 △1,360	
									鹿追高等学校通学補助金 △200	
									鹿追高校生海外派遣事業助成 金 △2,999	
									ストニイブレイン町受入事業 負担金 △1,000	
									小中高一貫教育事業補助金 △500	
								△ 3,563	修学資金貸付金 △3,563	
目 5. 共同調理場費	60,542	△ 635	59,907	△ 152			△ 483			
項 2. 小学校費	123,145	△ 1,340	121,805	2,914	△ 4,400				会計年度任用職員報酬 △518	
								△ 117	会計年度任用職員諸手当 △117	
目 1. 学校管理費	123,145	△ 1,340	121,805	2,914	△ 4,400		146			
							146		会計年度任用職員報酬 △626	
								17	家電リサイクル料金 17	
								△ 979	補助事業 鹿追小学校大規模改修工事 △979	

										17. 備品購入費	248	家具・什器購入費	248
項 3. 中学校費	150,183	△	7,980	142,203	650	△	3,000	△	5,630				
目 1. 学校管理費	150,183	△	7,980	142,203	650	△	3,000	△	5,630				
										14. 工事請負費	△	補助事業 鹿追中学校大規模改修工事	△7,480
										19. 扶助費	△	就学援助費	△500
項 4. 社会教育費	100,559		1,538	102,097		△	2,586	△	4,124				
目 1. 社会教育総務費	13,271	△	481	12,790		△		△	481				
										1. 報酬	△	社会教育委員報酬	△32
										8. 旅費	△	普通旅費	△47
										10. 需用費	△	食糧費	△46
										18. 負担金補助及び交付金	△	文化講演会等補助金 P T A 連合会活動補助金 町民文化祭実行委員会活動補助金	△240 △110 △6
目 2. 社会教育施設費	51,591		2,147	53,738		△	2,575	△	4,722				
										10. 需用費		燃料費	2,280
										12. 委託料	△	調査・設計・監理委託料	△100



(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金 額	説 明
				補正額		財源				
				国道支出金	特定財源 地方債	一般財源	その他			
目 3. 図書館費	16,357	242	16,599			242			町民ホール等太陽光発電設備等導入調査業務委託料 町民ホールボイラー空調システム自動制御機器保守及び水質検査委託料 △33	
							1. 報酬	58	会計年度任用職員報酬	
							10. 需用費	155	燃料費	
							11. 役務費	29	ボイラー・暖房器具清掃料	
目 4. 神田日勝記念 美術館費	16,793	△ 166	16,627		△ 2	△ 164			神田日勝記念美術館運営協議 会委員報酬 △22	
							8. 旅費	△ 3	費用弁償 △3	
							10. 需用費	30	修繕料	
							11. 役務費	△ 150	郵便料・運送料 △150	
							12. 委託料	△ 21	公共施設ボイラー保守委託料 △21	
目 5. 青少年活動推 進費	2,547	△ 204	2,343		△ 9	△ 195			農村青年団体活動補助金 △150	
							18. 負担金補助及 び交付金	△ 204	北海道ジュニアセミナー参加 負担金 △10	

											西部十勝屋外体験活動事業負担金	△44
項 5. 保健体育費	56,615	2,287	58,902				△ 271	2,558				
目 1. 体育振興費	56,615	2,287	58,902				△ 271	2,558				
									10. 需用費	2,539	修繕料	2,539
									18. 負担金補助及び交付金	△ 252	スポーツ少年団活動補助金	△40
											西部十勝スポーツ少年団連絡協議会負担金	△25
											スケートリンク造成等運営補助金	△151
											しかおいG E O P パークゴルフ場北海道大会実行委員会補助金	△36
款10. 公債費	916,702	0	916,702				△100,000	100,000				
項 1. 公債費	916,702	0	916,702				△100,000	100,000				
目 1. 元金	900,457	0	900,457				△ 98,300	98,300			財源内訳補正	
目 2. 利子	16,245	0	16,245				△ 1,700	1,700			財源内訳補正	
款11. 諸支出金	531,628	39,694	571,322				38,506	1,188				
項 1. 基金費	531,628	39,694	571,322				38,506	1,188				
目 1. 基金費	531,628	39,694	571,322				38,506	1,188				
									24. 積立金	39,694	財政調整基金利子等積立金	△34
											町づくり基金利子等積立金	△94

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		金 額	説 明
				補正額		一般財源	節 区 分	金 額			
				特定財源	地方債						
国道支出金	その他	節 区 分	金 額	説 明							
						一般財源				交通安全推進基金利子等積立金	100
										修学基金利子等積立金	3,199
										農業振興基金利子等積立金	894
										酪農振興基金利子等積立金	△4
										武藤孔二記念奨学基金利子等積立金	△1
										地域福祉基金積立金	540
										環境保全センター基金利子等積立金	32,829
										鹿追高等学校支援基金利子等積立金	△16
										鹿追町ふるさと寄附金基金利子等積立金	1,986
										林業振興基金利子等積立金	296
										鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金積立金	△1

## 令和 4 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度鹿追町の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,128 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 803,507 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 6 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		217, 187	3, 133	220, 320
	1. 国民健康保険税	217, 187	3, 133	220, 320
3. 道支出金		527, 233	△1, 129	526, 104
	1. 道補助金	527, 232	△1, 129	526, 103
5. 繰入金		59, 212	△3, 132	56, 080
	1. 他会計繰入金	59, 211	△3, 132	56, 079
歳入合計		804, 635	△1, 128	803, 507

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 保健事業費		12,896	31	12,927
	2. 保健事業費	316	31	347
9. 諸支出金		6,145	△1,159	4,986
	2. 繰出金	5,870	△1,159	4,711
歳出合計		804,635	△1,128	803,507

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	217,187	3,133	220,320
3. 道支出金	527,233	△1,129	526,104
5. 繰入金	59,212	△3,132	56,080
歳入合計	804,635	△1,128	803,507

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
3. 国民健康保険事業費納付金	280,942	0	280,942			△3,133	3,133
6. 保健事業費	12,896	31	12,927	30		1	
9. 諸支出金	6,145	△1,159	4,986	△1,159			
歳 出 合 計	804,635	△1,128	803,507	△1,129		△3,132	3,133



2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 1. 国民健康保険税	217, 187	3, 133	220, 320			
項 1. 国民健康保険税	217, 187	3, 133	220, 320			
目 1. 一般被保険者国民健康保険税	217, 187	3, 133	220, 320			
				1. 医療給付費分現年課税分	2, 268	医療給付費分現年課税分 2, 268
				2. 後期高齢者支援助金分現年課税分	712	後期高齢者支援助金分現年課税分 712
				3. 介護納付金分現年課税分	303	介護納付金分現年課税分 303
				4. 医療給付費分滞納繰越分	△ 135	医療給付費分滞納繰越分 △135
				5. 後期高齢者支援助金分滞納繰越分	△ 13	後期高齢者支援助金分滞納繰越分 △13
				6. 介護納付金分滞納繰越分	△ 2	介護納付金分滞納繰越分 △2
款 3. 道支出金	527, 233	△ 1, 129	526, 104			
項 1. 道補助金	527, 232	△ 1, 129	526, 103			
目 1. 保険給付費等交付金	527, 232	△ 1, 129	526, 103			
				2. 特別交付金	△ 1, 129	特別調整交付金分(市町村分) △2, 272 道繰入金(2号分) 1, 143
款 5. 繰入金	59, 212	△ 3, 132	56, 080			
項 1. 他会計繰入金	59, 211	△ 3, 132	56, 079			

目 1. 一般会計繰入金	59,211	△	3,132	56,079			
					6. その他一般会計繰入金	△	3,132
							△3,132

## 3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特定財源		一般財源	区 分	金 額		
				国道支出金	地方債					
款 3. 国民健康保険事業費納付金	280,942	0	280,942		△ 3,133	3,133				
項 1. 医療給付費分	196,512	0	196,512		△ 2,133	2,133				
目 1. 一般被保険者医療給付費分	196,512	0	196,512		△ 2,133	2,133			財源内訳補正	
項 2. 後期高齢者支援金等分	58,993	0	58,993		△ 699	699				
目 1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分	58,993	0	58,993		△ 699	699			財源内訳補正	
項 3. 介護納付金分	25,437	0	25,437		△ 301	301				
目 1. 介護納付金分	25,437	0	25,437		△ 301	301			財源内訳補正	
款 6. 保健事業費	12,896	31	12,927	30		1				
項 2. 保健事業費	316	31	347	30		1				
目 1. 保健事業費	316	31	347	30		1				
款 9. 諸支出金	6,145	△ 1,159	4,986	△ 1,159						
項 2. 繰出金	5,870	△ 1,159	4,711	△ 1,159						
目 1. 直営診療施設勘定繰出金	5,870	△ 1,159	4,711	△ 1,159						
							27. 繰出金	△ 1,159		直営診療施設勘定繰出金 △1,159
							12. 委託料	31		健診（検診）委託料 31

## 令和 4 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 令和 4 年度鹿追町の国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 4 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条中（3）年間患者数 1 入院

「9, 855 人」を「8, 395 人」に、2 外来「16, 940 人」を「17, 424 人」に、（4）一日平均患者

数 1 入院「27 人」を「23 人」に、2 外来「70 人」を「72 人」に、（5）建設改良事業 1 有形固定資産購入費

8, 600 千円」を「8, 242 千円」に改める。

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )	( 計 )	
			収	入
第 1 款 病 院 事 業 収 益	6 2 1, 8 9 1 千円	△ 2 7, 9 2 5 千円	5 9 3,	9 6 6 千円
第 1 項 医 業 収 益	3 3 8, 6 5 9 千円	4, 6 1 8 千円	3 4 3,	2 7 7 千円
第 2 項 医 業 外 収 益	2 8 3, 2 3 1 千円	△ 3 2, 5 4 3 千円	2 5 0,	6 8 8 千円
			支 出	
第 1 款 病 院 事 業 費 用	6 2 1, 8 9 1 千円	△ 1 3, 1 3 2 千円	6 0 8,	7 5 9 千円
第 1 項 医 業 費 用	6 1 9, 0 8 2 千円	△ 1 3, 6 1 2 千円	6 0 5,	4 7 0 千円
第 2 項 医 業 外 費 用	2, 7 7 9 千円	5 0 9 千円	3,	2 8 8 千円
第 3 項 特 別 損 失	3 0 千円	△ 2 9 千円	1	千円

第4条 予算第4条中本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「45,011千円」を「46,210千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	( 計 )
第1款 資本的収入	3,259千円	△1,557千円	1,702千円
第1項 他会計補助金	3,259千円	△1,557千円	1,702千円
第1款 資本的支出	48,270千円	△358千円	47,912千円
第1項 建設改良費	8,600千円	△358千円	8,242千円

第5条 予算第6条中(1)職員給与費「393,795千円」を「373,036千円」に、(2)交際費「220千円」を「120千円」に改める。

第6条 予算第7条中他会計補助金「268,192千円」を「232,033円」に改める。

令和5年3月6日 提出

鹿追町長 喜井知己

# 令和4年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明		
1 病院事業収益	1 医療収益		621,891	△ 27,925	593,966				
			338,659	4,618	343,277				
		1 入院収益	147,953	△ 15,336	132,617	入院収益	15,336 千円減額		
		2 外来収益	159,236	14,536	173,772	外来収益	14,536 千円追加		
		3 その他医療収益	31,470	5,418	36,888	公衆衛生活動収益 医療相談収益 その他医療収益	3,707 千円追加 606 千円減額 2,317 千円追加		
						計	5,418 千円追加		
		2 医療外収益			283,231	△ 32,543	250,688		
				3 他会計補助金	264,933	△ 34,602	230,331	病院運営費補助金 国保直営診療施設特別調整交付金	35,000 千円減額 398 千円追加
				4 患者外給食収益	97	△ 34	63	患者外給食代	34 千円減額
				5 その他医療外収益	9,317	△ 1,315	8,002	その他医療外収益	1,315 千円減額
6 補助金	3,465			3,408	6,873	新型コロナウイルス感染症個別接種促進事業支援金外	3,408 千円追加		

(単位：千円)

支 出

款	項	目	予 定 額	補 正 額	計	説 明	
1 病院事業費用	1 医業費用		621,891	△ 8,657	613,234		
			619,082	△ 9,137	609,945		
		1 給 与 費	393,795	△ 20,759	373,036	給料 手当 報酬 法定福利費 賞与引当金繰入額 法定福利費引当金繰入額	1,350 千円減額 4,470 千円減額 1,350 千円減額 4,749 千円減額 7,980 千円減額 860 千円減額
						計	20,759 千円減額
		3 経 費	109,920	11,143	121,063	報償費 旅費交通費 職員被服費 消耗品費 光熱水費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費 保険料 賃借料	25 千円減額 100 千円減額 90 千円減額 186 千円追加 2,550 千円追加 668 千円追加 7 千円減額 62 千円減額 988 千円追加 43 千円追加 1,650 千円減額

					通信運搬費	365 千円減額
					委託料	4,135 千円追加
					諸会費	340 千円追加
					交際費	100 千円減額
					雑費	157 千円追加
					計	11,143 千円追加
				4 減価却費	43,032	49 千円追加
				5 資産減耗費	772	699 千円追加
				6 研究研修費	415	71 千円追加
					計	770 千円追加
					図書費	5 千円減額
					旅費	335 千円減額
					計	340 千円減額
2 医業外費用					3,288	
				3 地方消費税及び	2,011	509 千円追加
					1	
3 特別損失					1	29 千円減額
				1 特別損失	30	29 千円減額



資本的收入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 資本的収入			3,259	△ 1,557	1,702		
	1 他会計補助金		3,259	△ 1,557	1,702		
		1 他会計補助金		3,259	△ 1,557	1,702	国保直営診療施設特別調整交付金

支出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 資本的支出			48,270	△ 358	47,912		
	1 建設改良費		8,600	△ 358	8,242		
		1 有形固定資産購入		8,600	△ 358	8,242	器械備品購入費 (透析室用ベッド購入費外)

## 令和 4 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度鹿追町の簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,957 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 215,583 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 6 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		25,812	△192	25,620
	1. 国庫補助金	25,812	△192	25,620
3. 繰入金		69,395	△12,521	56,874
	1. 他会計繰入金	69,395	△12,521	56,874
5. 諸収入		4,749	8,756	13,505
	1. 受託事業収入	4,749	187	4,936
	2. 雑入	0	8,569	8,569
歳入合計		219,540	△3,957	215,583

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		134,466	△3,957	130,509
	1. 水道総務費	18,461	△4,146	14,315
	2. 水道施設費	116,005	189	116,194
歳出合計		219,540	△3,957	215,583

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金	25,812	△192	25,620
3. 繰入金	69,395	△12,521	56,874
5. 諸収入	4,749	8,756	13,505
歳入合計	219,540	△3,957	215,583

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			その他
				国道支出金	地方債		
1. 事業費	134,466	△3,957	130,509	△192		△3,765	一般財源
歳出合計	219,540	△3,957	215,583	△192		△3,765	

## 2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 2. 国庫支出金	25,812	△ 192	25,620			
項 1. 国庫補助金	25,812	△ 192	25,620			
目 1. 簡易水道事業費 国庫補助金	25,812	△ 192	25,620			
				1. 簡易水道事業費 国庫補助金	△ 192	簡易水道事業費国庫補助金 △192
款 3. 繰入金	69,395	△ 12,521	56,874			
項 1. 他会計繰入金	69,395	△ 12,521	56,874			
目 1. 一般会計繰入金	69,395	△ 12,521	56,874			
				1. 一般会計繰入金	△ 12,521	一般会計繰入金 △12,521
款 5. 諸収入	4,749	8,756	13,505			
項 1. 受託事業収入	4,749	187	4,936			
目 1. 受託事務収入	4,749	187	4,936			
				1. 受託事務収入	187	農業用水事業受託事務収入 26 下水道事業受託事務収入 161
項 2. 雑入	0	8,569	8,569			本項新設
目 1. 雑入	0	8,569	8,569			本目新設
				1. 雑入	8,569	その他雑入 8,569

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
				補正額		財源内訳				
				国道支出金	特定財源 地方債	国道支出金	その他			
款 1. 事業費	134,466	△ 3,957	130,509	△ 192	△ 100	△ 3,765				
項 1. 水道総務費	18,461	△ 4,146	14,315	△ 100	△ 187	△ 4,233				
目 1. 一般管理費	18,461	△ 4,146	14,315	△ 100	△ 187	△ 4,233				
							3. 職員手当等	52	職員諸手当	
							12. 委託料	△ 133	地方公営企業法適用化業務委託料	
							18. 負担金補助及び交付金	328	北海道町村会負担金(電算関係)	
							26. 公課費	△ 4,393	消費税	
項 2. 水道施設費	116,005	189	116,194	△ 192	100	△ 3,952				
目 1. 施設管理費	116,005	189	116,194	△ 192	100	△ 3,952				
							10. 需用費	3,200	光熱水費	
									修繕料	
							12. 委託料	△ 551	調査・設計・監理委託料	
									市街地区外漏水調査業務委託料外	
							14. 工事請負費	△ 814	補助事業	
									東瓜幕地区第2号配水管路新設工事	
									単独事業	
									△440	





令和 4 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度鹿追町の下水道特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,290 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 278,436 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 5 年 3 月 6 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 道支出金		15,012	96	15,108
	1. 道補助金	15,012	96	15,108
3. 繰入金		157,550	1,514	159,064
	1. 他会計繰入金	157,550	1,514	159,064
6. 町債		38,900	△2,900	36,000
	1. 町債	38,900	△2,900	36,000
歳入合計		279,726	△1,290	278,436

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 管理費		75,813	38	75,851
	1. 一般管理費	14,504	△75	14,429
2. 事業費	2. 施設管理費	61,309	113	61,422
		82,349	△1,328	81,021
	1. 事業費	82,349	△1,328	81,021
歳出合計		279,726	△1,290	278,436

第 2 表

地 方 債 の 補 正

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水施設	千円以内 10,300	普通貸借又は証券発行	2.0%以内(ただし金利見直し方式で借り入れられる政府資金、地方公共団体金融機関資金及び金融機関等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機関資金及び金融機関等の融資条件による。ただし、町財政及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ	千円以内 9,700	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
個別排水処理施設	21,600	同上	同上	同上	19,500	同上	同上	同上
地方適用地法	7,000	同上	同上	同上	6,800	同上	同上	同上

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 道支出金	15,012	96	15,108
3. 繰入金	157,550	1,514	159,064
6. 町債	38,900	△2,900	36,000
歳入合計	279,726	△1,290	278,436

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 管理費	75,813	38	75,851		△200	238	
2. 事業費	82,349	△1,328	81,021	96	△2,700	1,276	
歳出合計	279,726	△1,290	278,436	96	△2,900	1,514	

## 2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 2. 道支出金	15,012	96	15,108			
項 1. 道補助金	15,012	96	15,108			
目 1. 農業集落排水事業費補助金	10,378	96	10,474	1. 農業集落排水事業費補助金	96	農村整備事業補助金
款 3. 繰入金	157,550	1,514	159,064			
項 1. 他会計繰入金	157,550	1,514	159,064			
目 1. 一般会計繰入金	157,550	1,514	159,064	1. 一般会計繰入金	1,514	一般会計繰入金
款 6. 町債	38,900	△ 2,900	36,000			
項 1. 町債	38,900	△ 2,900	36,000			
目 1. 下水道事業債	38,900	△ 2,900	36,000			
				1. 農業集落排水施設事業債	△ 600	農業集落排水施設事業
				2. 個別排水処理施設整備事業債	△ 2,100	個別排水処理施設整備事業
				3. 地方公営企業法適用化事業債	△ 200	地方公営企業法適用化事業



3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金 額	説 明
				特定財源		一般財源				
				国道支出金	地方債	その他				
款 1. 管理費	75,813	38	75,851	△	200	238				
項 1. 一般管理費	14,504	△	14,429	△	200	125				
目 1. 一般管理費	14,504	△	14,429	△	200	125				
							12. 委託料	△	196	地方公営企業法適用化業務委託料 △196
							18. 負担金補助及び交付金		121	排水設備改造資金補助金 △40
										下水道事務負担金 161
項 2. 施設管理費	61,309	113	61,422			113				
目 1. 公共下水道施設管理費	9,016	△	8,872			△	144			
							10. 需用費		261	光熱水費 261
							11. 役務費	△	330	その他点検・清掃・検査等料 △330
							12. 委託料	△	75	水質分析委託料 △75
目 2. 農業集落排水施設管理費	52,293	257	52,550			257				
							10. 需用費		1,528	光熱水費 1,528
							12. 委託料	△	171	公共施設管理委託料 △171
							14. 工事請負費	△	1,100	単独事業 △1,100
										公共樹新設工事

款 2. 事業費	82,349	△	1,328	81,021	96	△	2,700	1,276				
項 1. 事業費	82,349	△	1,328	81,021	96	△	2,700	1,276				
目 1. 農業集落排水事業費	20,775		191	20,966	96	△	600	695				
									12. 委託料	△	1,309	調査・設計・監理委託料 農業集落排水施設管路施設 設計業務委託料 △1,309
									14. 工事請負費		1,500	補助事業 農業集落排水処理施設更新 工事 1,500
目 2. 個別排水処理施設整備事業費	61,574	△	1,519	60,055		△	2,100	581				
									12. 委託料	△	487	公共施設管理委託料 △487
									14. 工事請負費	△	1,032	単独事業 個別排水処理施設設置工事 △1,032

## 令和 4 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度鹿追町の介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,194 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 541,762 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 6 日 提出

鹿追町長 喜井 知己

(単位：千円)

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料		118,756	△1,621	117,135
	1. 介護保険料	118,756	△1,621	117,135
2. 国庫支出金		111,143	3,258	114,401
	1. 国庫負担金	79,678	45	79,723
3. 道支出金		31,465	3,213	34,678
	2. 国庫補助金	80,357	△701	79,656
1. 道負担金		76,105	△668	75,437
	3. 道補助金	4,251	△33	4,218
		131,849	△1,690	130,159
4. 支払基金交付金		131,849	△1,690	130,159
	1. 支払基金交付金	84,307	725	85,032
6. 繰入金		84,306	725	85,031
	1. 一般会計繰入金	1,426	12,628	14,054
7. 繰越金		1,426	12,628	14,054
	1. 繰越金	1,728	△405	1,323
9. 諸収入		1,726	△405	1,321
	2. 雑収入	529,568	12,194	541,762
歳入合計				

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		13,708	△10	13,698
	1. 総務管理費	8,748	△54	8,694
	3. 介護認定審査会費	4,580	44	4,624
2. 保険給付費		484,688	△218	484,470
	1. 介護サービス等諸費	426,248	2,782	429,030
	3. 特定入所者介護サービス等費	44,640	△3,000	41,640
3. 地域支援事業費		28,679	△206	28,473
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	2,978	37	3,015
	3. 包括的支援事業・任意事業費	16,973	△243	16,730
4. 基金積立金		1	12,628	12,629
	1. 基金積立金	1	12,628	12,629
	歳出合計	529,568	12,194	541,762

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料	118,756	△1,621	117,135
2. 国庫支出金	111,143	3,258	114,401
3. 道支出金	80,357	△701	79,656
4. 支払基金交付金	131,849	△1,690	130,159
6. 繰入金	84,307	725	85,032
7. 繰越金	1,426	12,628	14,054
9. 諸収入	1,728	△405	1,323
歳入合計	529,568	12,194	541,762

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	13,708	△10	13,698			△10	
2. 保険給付費	484,688	△218	484,470	2,610		△1,025	△1,803
3. 地域支援事業費	28,679	△206	28,473	△53		70	△223
4. 基金積立金	1	12,628	12,629				12,628
歳出合計	529,568	12,194	541,762	2,557		△965	10,602

## 2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 1. 介護保険料	118,756	△ 1,621	117,135			
項 1. 介護保険料	118,756	△ 1,621	117,135			
目 1. 第1号被保険者 保険料	118,756	△ 1,621	117,135	1. 現年度分	△ 1,642	現年度分 △1,642
				2. 滞納繰越分	21	滞納繰越分 21
款 2. 国庫支出金	111,143	3,258	114,401			
項 1. 国庫負担金	79,678	45	79,723			
目 1. 介護給付費負担 金	79,678	45	79,723	1. 現年度分	45	法定負担金 45
項 2. 国庫補助金	31,465	3,213	34,678			
目 1. 調整交付金	21,570	3,233	24,803	1. 現年度分調整交 付金	3,233	財政調整交付金 3,233
目 2. 地域支援事業交付 金(介護予防・ 日常生活支援)	2,248	△ 14	2,234	1. 現年度分	△ 14	法定負担金 △14
目 3. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常 生活支援以外)	6,247	△ 44	6,203	1. 現年度分	△ 44	法定負担金 △44



目 4. 保険者機能強化 推進交付金	700	△	77	623			△	77	保険者機能強化推進交付金	△77
目 5. 介護保険保険者 努力支援交付金	700		115	815						
款 3. 道支出金	80,357	△	701	79,656					介護保険保険者努力支援交付金	115
項 1. 道負担金	76,105	△	668	75,437						
目 1. 介護給付費負担 金	76,105	△	668	75,437						
項 3. 道補助金	4,251	△	33	4,218					法定負担金	△668
目 1. 地域支援事業交付 金(介護予防・ 日常生活支援)	1,126	△	9	1,117						
目 2. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常 生活支援以外)	3,125	△	24	3,101				9	法定負担金	△9
款 4. 支払基金交付金	131,849	△	1,690	130,159						
項 1. 支払基金交付金	131,849	△	1,690	130,159						
目 1. 介護給付費交付 金	129,420	△	1,458	127,962						
							△	1,738	法定負担金	△1,738

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				2. 過年度分	280	法定負担金
目 2. 地域支援事業交付金	2,429	△ 232	2,197			
				1. 現年度分	△ 232	法定負担金
款 6. 繰入金	84,307	725	85,032			
項 1. 一般会計繰入金	84,306	725	85,031			
目 1. 介護給付費繰入金	59,916	△ 27	59,889			
				1. 現年度分	△ 27	法定繰入金
目 2. 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援)	1,133	346	1,479			
				1. 現年度分	346	法定繰入金
目 3. 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援以外)	3,125	△ 44	3,081			
				1. 現年度分	△ 44	法定繰入金
目 4. その他一般会計繰入金	14,723	△ 10	14,713			
				2. 事務費繰入金	△ 10	一般会計繰入金
目 5. 低所得者保険料軽減繰入金	5,409	460	5,869			
				1. 現年度分	265	一般会計繰入金
				2. 過年度分	195	一般会計繰入金

款 7. 繰越金	1, 426	12, 628	14, 054				
項 1. 繰越金	1, 426	12, 628	14, 054				
目 1. 繰越金	1, 426	12, 628	14, 054				
				1. 前年度繰越金	12, 628	前年度繰越金	12, 628
款 9. 諸収入	1, 728	△ 405	1, 323				
項 2. 雑入	1, 726	△ 405	1, 321				
目 2. 返納金	1	33	34				
				1. 返納金	33	返納金	33
目 3. 雑入	1, 724	△ 438	1, 286				
				1. 雑入	△ 438	地域支援事業使用料外	△438

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区	節	金額	説明
				国道支出金	特定財源		一般財源				
					地方債	その他					
款 1. 総務費	13,708	△ 10	13,698		△ 10						
項 1. 総務管理費	8,748	△ 54	8,694		△ 54						
目 1. 一般管理費	8,748	△ 54	8,694		△ 54						
							8. 旅費		△ 54	費用弁償 普通旅費	
項 3. 介護認定審査会費	4,580	44	4,624		44						
目 2. 認定調査費	1,659	44	1,703		44						
							12. 委託料		44	認定調査委託料	
款 2. 保険給付費	484,688	△ 218	484,470		△ 1,025	△ 1,803					
項 1. 介護サービス等諸費	426,248	2,782	429,030		160	△ 1,113					
目 1. 居宅介護サービス給付費	77,182	△ 9,000	68,182	△ 3,375	△ 3,555	△ 2,070					
							18. 負担金補助及び交付金		△ 9,000	居宅介護サービス給付費	
目 2. 居宅介護サービス計画給付費	12,842	1,214	14,056	455	480	279					
							18. 負担金補助及び交付金		1,214	居宅介護サービス計画給付費	
目 3. 施設介護サービス給付費	276,875	11,008	287,883	6,820	3,409	779					
							18. 負担金補助及び交付金		11,008	施設介護サービス給付費	



(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				補正額		一般財源	区 分	金 額		
				特定財源	その他					
国道支出金	地方債	その他								
目 3. 生活支援体制整備事業費	4,975	0	4,975	115		△	115			財源内訳補正
款 4. 基金積立金	1	12,628	12,629				12,628			
項 1. 基金積立金	1	12,628	12,629				12,628			
目 1. 介護給付費準備基金積立金	1	12,628	12,629				12,628			介護給付費準備基金利子等積立金
								24. 積立金	12,628	12,628

## 令和 4 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度鹿追町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,736 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 98,455 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 6 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		74,183	2,338	76,521
	1. 後期高齢者医療保険料	74,183	2,338	76,521
3. 繰越金		10	398	408
	1. 繰越金	10	398	408
歳入合計		95,719	2,736	98,455



(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		94,609	2,736	97,345
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	94,609	2,736	97,345
歳出合計		95,719	2,736	98,455

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	74,183	2,338	76,521
3. 繰越金	10	398	408
歳入合計	95,719	2,736	98,455

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	94,609	2,736	97,345			2,736	
歳出合計	95,719	2,736	98,455			2,736	

## 2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 1. 後期高齢者医療 保険料	74,183	2,338	76,521			
項 1. 後期高齢者医療 保険料	74,183	2,338	76,521			
目 1. 特別徴収保険料	46,174	△ 1,535	44,639			
				1. 現年度分	△ 1,535	特別徴収保険料 △1,535
目 2. 普通徴収保険料	28,009	3,873	31,882			
				1. 現年度分	3,873	普通徴収保険料 3,873
款 3. 繰越金	10	398	408			
項 1. 繰越金	10	398	408			
目 1. 繰越金	10	398	408			
				1. 前年度繰越金	398	前年度繰越金 398

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
款 2. 後期高齢者医療 広域連合納付金	94,609	2,736	97,345				2,736			
項 1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	94,609	2,736	97,345				2,736			
目 1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	94,609	2,736	97,345				2,736			
								18. 負担金補助及 び交付金	2,736	後期高齢者医療広域連合納付 金

議案第 30 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

- 1 財産取得の表示 町営牧場バーチカルミキサー購入 一式
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 29,920,000円
- 4 契約の相手方 河東郡鹿追町新町4丁目51番地  
鹿追町農業協同組合  
代表理事組合長 木 幡 浩 喜